

令和4年 第3回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和4年3月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第3回会議議事録

- 1 開催日時 令和4年3月10日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
 - 3 出席委員 18名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
 - 4 欠席委員
19番委員 高 橋 久 美 子
 - 5 議事録署名委員
18番委員 高 宮 玉 江 1番委員 榎 洸 武 重
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
 - 7 会議に附した事件
議案第 8号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
議案第 9号 農地法第4条の規定による許可の取消願について
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第12号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 協議事項・報告事項
- (1)農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (2)制限除外の農地等異動通知書について
 - (3)農業経営改善計画の認定について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に18番高宮玉江委員・1番榎洸武重委員を指名し議事に入る。

それでは、議事に移ります。

議事はお手元にある議案書に沿いまして進めたいと思いますが、議案第8号、第9号、農地法第3条の規定による許可の取消願、それから農地法第5条の規定による許可の取消願について、これ関連がございますので、一括して事務局のほうから内容について説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可の取消願について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可の取消願があったので、決定を求める。

別紙記入事件 2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上です。

あわせて、私のほうから今回の取消に至った経緯を説明させていただきます。

◇（経緯説明）

以上です。

議長

ありがとうございました。

営農計画の変更と防災計画の見直し等による大幅な変更に伴う許可取消し願いですが、委員の皆さんのほうから、今説明した内容含めて、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

特にございませんか。そうすれば、申請のとおり取消しの決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件 10件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、これより内容の審査に移ります。

まず、番号1番、〇〇、この件に関しまして5番の廣田委員に現地調査をお願いしてございますので、結果の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当の廣田です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

3月8日、現地を見て来ました。

場所的には、〇〇より東へ700mほどの休耕と思われる畑で、電柵も設置されており、そこに桐の木を植え活用したいとのことでした。

また、3月7日、〇〇から〇〇に話をされたようです。

耕作意思の確認ですが、3月8日、〇〇に確認でき、実行は確実と思われるます。耕作面積は10a以上ですので、クリアされています。周辺農地の利用の支障の有無は、周辺は電柵管理や休耕中の畑で支障はないと思われます。

その他懸案事項は特にありません。よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま調査結果についてご報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様の方から質問あるいは意見、ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、番号2から7までは、先ほど事務局から説明がありました。これ5条の関連がございますので、この後出ます議案第11号の5条を審議する案件と併せて審議をしたいと思っておりますので、続けて、次に番号8番、〇〇の〇〇の件につきまして現地の確認調査を12番の本多偉男委員に調査依頼をしてございますので、調査結果のご報告をお願いいたします。

12番委員

〇〇担当、本多ですけれども、よろしくをお願いいたします。

ここは、どこから説明すればいいんか、これちょっと難しいんですけども、〇〇を入れていただいて、最初の十字路を右のほうに入った道沿いというんですかね、の土地でございます。周りは田んぼで、その道に面した上の段が現在田んぼで作られております。それで、その下のところは、今回の申請地になるわけなんですけれども、ここ何年か休耕状態で草を刈ったりしていたというような状況でございます。

今回、この田んぼに面した土地を持っている方が購入するというような条件のようですので、土地的につながりが出てきて耕作上は大変有利になるんじゃないかというように思います。

今回譲り受ける本人は、ハチを飼っていて、その花の蜜源としてフェアリーベッチを作成したいというようなことで言っていました。周りに対して悪影響を及ぼすというようなことはないと思いますし、土づくりにもつながるといような作物ですので、有効に活用してもらえるとというように思います。

そんなことですので、よろしく審議のほうをお願いできればと思います。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様の方から質問あるいは意見がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

(「はい」の声)

ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号9番と10番、これ関連がございますので、一括で審議をしたいと思います。

これにつきましては、14番の原澤幸好委員に現地の確認調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いいたします。

14番委員

14番、〇〇地区と〇〇地区担当の原澤です。

この間、3月7日に現地調査をしてまいりました。

この土地はS字になっていて、家は前後屋敷内にある、それを両方交換して機械化の効率化を図りたいとそういう考えらしいです。それで、測量士を入れて、片方が60㎡、片方67㎡なんですけれども、両方相対して損しないように取り替えて耕作したい。今は機械化だからS字の曲がったようなあれじゃだめなので、直線がいいかなと思って私は見てまいりました。それで、前後でみんな耕作していますので、これからも完全に農地利用できると思います。

そんなことで、皆さんの審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がされたとおりでございますが、委員の皆様のほうから質問、意見ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見を求める。

別紙記入事件、3件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、これから審議に移ります。

まず、最初に、番号1の〇〇の件ですが、これにつきましては、4番、高橋公利委員へ確認調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いします。

4番委員

4番の〇〇担当の高橋公利です。

3月6日に現地調査並びに聞き取りを行いました。

場所は、〇〇から〇〇方面に行きまして、右に行ったら〇〇を左側ですね。左側の道を入れて行きまして500mぐらいのその一帯が全て〇〇といひまして、ハウスで花卉の育苗を大きくやっているところの一角になります。

〇〇さんのお宅は、本来、その下の段にあるんですが、下の段に2軒だけありまして、川を挟んで反対側です。そこが特殊事情でして、本来でしたらそこにお家を建てるという形だったらいいんですが、そこが水道管が2軒分しかなくて、その娘さん、次女の方がそこにいる場合、とても生活ができないということで、1つ上の段のところですね、〇〇の一帯の中の1カ所になりますが、そこにいることになりました。

事務局から話がありましたように、昨年、農振が除外されていまして、そのような特殊事業だということもあります。実際、立ち合い、近所の方に立ち会っていただきまして測量等を行ったそうです。

このような事情なんですが、転用後の確実性についてなんですが、申請書や見積書、計画書、資金等が確認でき、春から実行に移したいということで、実行は確実と思われまひ。

面積やその他周辺の農地への影響等、その辺については一切問題がないというようなことで、地域の方とも話しているようなことでした。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま調査結果を説明いただいたわけですが、委員の皆さんのほうから質問あるいは意見ございましたらお願ひいたします。

特になければ、許可相当と決定したいと思ひますが、よろしゅうござひますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、5条の番号の2番と3番、これにつきまして事務局のほうから説明がありました3条と関連がござひますので、3条の2から7です。併せて一括で審議をしたいと思ひますが、これに関しまして、5番の廣田委員に現地の確認調査をお願ひをしてありますので、調査の結果について報告をお願ひできればと思ひます。

5番委員

3条のほうを先に話したほうがいいですか。

議 長

一括でいいです。

5番委員

5番、〇〇の廣田です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

場所的には、〇〇よりすぐ南東になります。この件に関しましては、おとし2020年9月、下の地域で災害がありました。〇〇付近の田んぼの水路や土手が破損及び床下浸水発生。〇〇地域、県道1, 〇〇〇立米以上の土砂石崩れがあった経緯があります。災害に関しては、非常に心配をしています。

昨年7月、譲渡人の〇〇さんが高齢で管理できないため、土地を活用してほしいと。昨年9月、行政区への、〇〇区ですけれども、説明懇談会、様々な災

書面での要望等ありました。昨年10月、2行政区、これは〇〇と〇〇区ですけれども、現地にて状況説明会もありました。

賃貸借での耕作意思の確認ですが、〇〇で土砂流出防止の一環としてレタスは中止し、ヒサカキ栽培を実施予定。エリアによっては栽植密度を3分の1とのことですが、状況によっては5分の1等の考慮も必要ではないかと思います。

耕作面積は、これは言うまでもありません。周辺農地の営農条件への支障の有無は、傾斜地でもあり土砂崩れの可能性はなしとは言えない。道路及び下部、田んぼの水路、土手破損がなしとは言えない。雨天翌日は、必ず点検記録するように管理をしてください。

その他の懸案事項として、下の地域、〇〇は、災害が多い所です。以下を実施してください。1. 万が一、災害、水害等発生時、県・町、企業で即修理や対策をするように。2. 人命被害が出ないようあらゆる対策をするように。

3. 〇〇区より、沢の水路関係の要望書を提出済ですので、即実施してください。

4. 〇〇区からも以前、水路関係の要望書を提出済ですので、即実施してください。

以上です。ご審議お願いします。

議 長

次の案件を、話したほうが。

事務局

5条のほうを言ったほうが。

議 長

一括でお願いします。

5番委員

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

場所的には、先ほど申し上げた〇〇よりすぐ南東になります。

同じ、ちょっと先に言いますけれども、この件に関しては、おととし2020年9月、下の地域で災害がありました。〇〇付近、田んぼの水路や土手が破損及び床下浸水発生。真沢地域、県道1，〇〇〇立米以上の土砂崩れがあった経緯があります。災害に関しては、非常に心配をしています。

昨年7月譲渡人の〇〇さんが高齢で管理できないため、土地を活用してほしいと。昨年9月、行政区への説明懇談会、様々な災害面での要望等ありました。昨年10月、2行政区、〇〇、〇〇での現地にて状況説明会もありました。それから、当時の工法では、L型擁壁、U字溝と調整池の拡大等々計画されていますが、非常に心配。

転用目的と確実性ですが、太陽光の支柱やフェンスの支柱などの設置。申請面積、支柱等設置用地面積適当と思われます。周辺農地への営農条件への支障の有無ですが、傾斜地でもあり土砂崩れの可能性はないと言えない。道路の場合、下部、田んぼの水路、土手破損がなしとは言えない。定期点検業務のほかに、雨天翌日は必ず点検記録をするように管理してください。

転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害防除措置の確認ですが、台風、雷時は何とも言えません。

そのほか懸案事項として、下の地域、真沢は、災害が多いところ。以下を実施してください。先ほどと同じです。1. 万が一、災害、水害等発生時、

県、町、企業で即修繕や対策をするように。2. 人命被害が出ないようあらゆる対策をするように。3. 〇〇より、沢の水路関係の要望書を提出済ですので、即実施してください。4. 〇〇からも以前、水路関係の要望書を提出済ですので、即実施してください。5. 開発協議はかなり入念にお願いします。

以上です。ご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

3条の件、それから5条の件、併せて調査結果について報告をいただいております。これについては、先ほど、9月にも審議をしていただいた中で、ほとんど場所同じでございます。災害等についての調査結果について要望をかなりしていますので、これにつきましては、そういった意見を付した上で県あるいは町のほうに上げたいと思っています。

以上の点を踏まえまして委員の皆さんのほうから質問、意見ございませんか。

事務局

すみません。私のほうからちょっと補足というか、資料で説明をさせていただきたいと思います。

皆さんのお手元にA4の横のこのカラー刷り、これが業者から示されている今回の新たな計画の土地利用図となります。何か変わったかというところでございますが、先ほど廣田さんの説明の中にもあったと思うんですけども、一番大きく変わったのは、これ見ていただきますと、⑥とか⑦の下に調整池、これが設けられたということでございます。場所で言うと、場所的にも示しますけれども、ちょうど事業エリアの最下流部と言うんですかね。一番下の部分にこの調整池が設けられたということになります。その原因というのがいろいろと町の開発協議にかけた中で、業者が一番重点を置いているのが安心・安全を地元を提供するというこのようなんです。ですので、当初設けられなかったのは、そういう理由だそうなんです。なので、これを設けることによって、もし仮に降った雨が一気に下流に流れ込まないようにするための池ということでございます。まずはそれが大きな変更点でございます。

裏面はぶっていただきますと、ちょっと見づらくて大変申し訳ございませんが、ここはこれは何かと言いますと、これが新たなレタスから榊に変わった栽培の計画案でございます。ちょっと分かりづらいですけども、赤い点が榊の定植の場所となります。これを見ますと、青い部分がパネルの位置でございます。パネルの下に榊を植えて栽培していくということです。赤い部分は、パネルが置けない部分でございます。ですので、榊のみが植えられるということになります。

どのような植え方をするのかというのはあるんですけども、一番今回ちょっと業者さんも気をつけているのが、⑤の部分のですかね。⑤部分のエリアというのが従来耕作されていなかった農地でございます。どうするかというと、今回、ちょっとよく見ると何でこれがこういう筆分かれているのかなというところでございますが、営農型の太陽光の制度が、若干変わりました、耕作されていない部分においては、通常ですと単収の8割というような営農型の太陽光の条件でございますが、それが耕作されていない農地については、単収の8割という条件が求められない、要らないということでございます。ただし、そこは明確に区分けが分かるようにしてくれということで、今回あえてこの部分、

事業的には同じエリアなんですけれども、その部分が分けられたと。分けて申請されたということになります。

ですので、そこをじゃどういふふうに榊を植えるのかというのは2枚目を見てくださいと、ごめんなさい、もう1枚を見てくださいと、榊の定植部分というのがございます。これは何を言っているかということ、ここは現地、篠の根がかなり張っている状況でございます。写真を見てくださいと、ちょっと分かりづらいですけれども、上の篠を全部伐採、刈り取った後の状況でございます。去年11月、10月頃、現地ちょっと立ち入りさせていただいて写真を撮ったものでございます。現地に根がはびこっています。篠の根がですね。これはあえて全部取り除かないで、必要最小限、このヒサカキを植える部分、このような図面でくぼみでして波板をこう張って、篠の根が進入しないような形で栽培をしていきたいという考えでございます。

一番最後のページなんですけれども、これは他県でやっています。〇〇ですね、パネルの下で榊を植えて栽培しているということで参考に出させていただきました。

すみません、話が長くなって申し訳ございません。

もう1つ、別紙で付けさせていただいたA4版の右上とじの営農計画書、これ榊が今回改めて〇〇が作成してきた榊の計画書でございます。右上に2色の付箋が張ってあります。これは、先ほど申した1筆、荒廃している農地がピンクでございます、水色のほうが従来どおりの農地を示しております。ですので、ちょっと便宜上、2つに分かれているということで捉えていただいて、内容をちょっとご確認いただければというふうに思います。

雑駁ではございますが、私からの説明とさせていただきます。

以上です。

議 長

事務局の営農計画に対する説明等をいただきました。

この件に関しまして、委員の皆さんのほうから質問あるいは意見ございましたらお願いします。

原澤委員、どうぞ。

15番委員

現地の標高はどのくらいあるんでしょうか。標高。

事務局

すみません。はっきりと今何百メートルとは言い切れないんですけれども、おおよそ六、七百mじゃないかというふうに……。

15番委員

ということは、前回の時にも言いましたけれども、榊は育たないんですね、そういう標高じゃ。それでまた営農型という形で榊を植えるということは、これ少し本当に研究してやってるんですかね。榊はせいぜい300、400、行っても400。600、700なんて育ちません。分かってやってるのかな、ただ太陽光パネルを作るため、それを作るためにやってるのか。この榊では通りませんよ。

事務局

事務局のほうから確認している事項でのご報告なんですけど、やはり少し寒い、気温の低下、問題点というか、懸案事項がある旨の話を県のほうも確認をして、ただ残念ながら、〇〇のその辺、栽培技術に関しては、〇〇のほうでお

世話になる傾向は強いんですが、〇〇についてもですね、ヒサカキの栽培実績は前例のないことから、その辺についていろいろ調整・調査はしているところなんですが、育成状況について気温の低下、標高的な話については、事例、比較をしていく調査、資料を〇〇から取得しているようなんですが、比較しているところが〇〇と〇〇の2つほど比較しているところがあるんですが、そこに比べるとちょっと寒冷ではないのかという指摘があるようです。

ただ、絶対できないというような判断は……。

15番委員 できません。自然に榊は生えてないから。インターネットで調べればすぐ分かるよ。

事務局 あくまでも事務局が判断できることではもちろんないので、確認事項として……。

15番委員 営農型って言うてるんだから、金にならなければ意味がないわけでしょ。何のための営農型なんですか。

事務局 その辺について……。

15番委員 金のための営農型じゃないんですか。

事務局 それについてはですね、判断は事務局のほうではできない。その辺の考慮を含めて、できるのかどうかというのは判断は必要かと思うんですが、あくまでも現実性がどうなのかというのは、懸案して意見を出すべきなのであれば、3条の意見として検討材料として、営農する〇〇、そのこの業者にどういいう見解があるのかというのを指摘する必要はあるかと思いますが、その辺については、5条についての営農型の部分については県のほうに指摘していくというような状況を事務局としてはご報告するしかないと考えております。

あとは急傾斜地ですね、下の対策について、表土が流出しやすいところは土を全面的に刈り取らないで、部分的に植栽するということも考えているようですが、その対策を防災のかという話は、効果については県の許可の中で確認事項で指摘していくところではあるようでございます。

あくまでも、今回お配りさせてもらった先ほどの青い付箋がついている付箋のA4の計画書に沿ってですね、できるのか出来ないのかで、お話のとおり一時転用ですので、栽培結果が、継続審議になって許可できるかできないという話になろうかと思えます。

ただ、お話のとおりですね、先ほど説明しました⑤番については、単収の話というのは法令上規制がないというのはご説明申し上げたとおりでございます。

事務局の補足の説明としては、確認している事項としては、以上のとおりでございます。

議長 はい、どうぞ。

15番委員 事務局の説明的には分かるんですけども、結局、前の〇〇から来た人は〇〇で榊を植えましたね。営農型で。結局、ほとんど収入がなくて種類を変えたという話があるんですけども、それ考えただけでも分かると思うんですね。もうこれで絶対無理だということは、絶対分かるわけです。普通に考えて。まして今まで3年だったのを10年に延びたと。そしたらもう1回なってしまえば、許可出せばもう農業委員会を通さずに済んじゃってると思うんですよ。〇〇の人も全然ほとんど収入が6年たっても上がってこない。それでも平気で通ってきて。これ営農型でも何でもない、ただの業者の節約型ですよ。そうやってるとおかしなことになる。上がってきた時点でなぜそれを言えないのか、不思議でしょうがない。

以上です。

事務局 すみません、そうすれば、ちょっと標高の確認ができましたので、おおよそ850から860程度の標高だということで、標高は現地の標高のご説明としては、先ほど不足してましたので、その説明としては現地の標高でございます。

あと法令についてはですね、現行法令でそういうふうに改正されて、法に基づいて判断すべきということですので、その点については、確実にそれが意見できるのであれば、そういう報告をすべき場合もあると思うんですが、その辺については繰り返し申し上げるんですが、事務局で現段階で判断しているところをご説明させていただいて、それについて協議を皆さんにお願いするという状況でございます。

以上でございます。

議長 事務局のほうから説明をいただきました。

ほかの委員の皆さん、ほかに何か意見ございますでしょうか。

はい。

1番委員 1番、榊です。

いくつか教えて欲しいと思っております。先ほど、廣田さんのほうから土砂崩れがあったと言うんだけど、これが何かもう造成されたり何かした後のことなのかどうなのか。さっき篠が張ってあったというんで、それによって土砂崩れとか大水が出るのか、そこをちょっと聞きたいのと。

それから、5項目だったかな、何かをしてくれというような、これは地元の行政区とのもう〇〇さんのほうで協議をされた結果の要望があったんですか。それによって、何だっけ、貯水池かな、ため池ができるようになったのか、その辺の経緯をちょっと教えてほしい。

議長 事務局、お願いします。

1番委員 いや、廣田さん。

5番委員 1,000立米の土砂崩れがあったのは2020年ですが、これは工事はする前の段階です。場所的には、この〇〇の入り口の手前です。そこで県道で土砂崩れがあった経緯がありましたね。

あとそれと、行政区から沢の水路関係の要望書、これは今年の9月、行政区

への説明懇談会があって、それでその後にこの要望書を出しました。という経緯ですね。

1 番委員 だから、その以前、今回の貯水池とかそれから要望書が出ている。地元としては、これをある程度容認しているということなんですかね。どういうことなのか、それを聞きたいんですが。

要するに、要望を出したということは、要するに協議をお互いで、〇〇さんと施業者さんとそれから地元さんでそういう内容をして、ある程度納得してお互い理解を得たということでしょう。地元は納得しとるということでしょう。そうではないんですか。

5 番委員 100%納得というようなのはしてないと思います。何しろ、災害が出ないようにしてくれということは話はしましたね。100%納得というのはいません。

1 番委員 100%納得なくても、それでお互いにあれして、じゃ俺は貯水池というか、それを設けますと。新たに設けますと。それから何だっけ、少し内容が変わって、水路を大きくするとかそういうような条件が出て、お互いに歩み寄ったんじゃないですか。そこはどうですか。

5 番委員 そうしたこともありますね。

1 番委員 先ほど人命のこともありましたよね。人命のことも何かで要望は出ていると。非常に人命に関わることがあるというようなこともあったんだから、それになるとなかなか難しいことに。これもどういうふうに持っていけばいいのか。町も何ですか、防災関係とか。そっちのほうにも関係することになってくるんで、非常に難しいなと考えていますけれども、その辺、行政が入ってそちらのほうのことも考えながらこれを進めてきたのか、話し合ってきたのか、その辺も知りたいんですが。

5 番委員 いろいろと情報等は出しましたから、何しろ災害が出ないように取り決めるような話はしました。恒久的な対策というのは、こちらでは考えられるわけではなくて、県許可でそうしたことは十分協議してくれということは話をしました。

1 番委員 投げただけで回答は帰って来ないの。

5 番委員 えっ。

1 番委員 投げかけただけで、要望書で、例えば、町の行政とかそれから今言ったように防災のほうの関係で、じゃ業者としてこういうことはさせますというふうな回答は出てこない。

5 番委員 要望書は出しましたけれども、その後ははっきりは分からないですね。

1 番委員

これさっきのは全然そんなことは聞いてない。

事務局

すみません、地声で、すみません、大きめでしゃべらせてもらいます。

当初の昨年の前回のレタスの計画のときも、その前段で業者に対しても、それはその前の年に大きな災害が先ほど廣田さんのおっしゃるとおり〇〇沿いの場所だったと思うんですが、それが〇〇付近って表現されたところなんですが、そこでかなり大きな土砂崩れがあったので、それについての要望書は出たというのはお話は伺っています。

ただ、当然、優先順位とか、防災対策なのか、河川改修とかそういう話もありますので、その辺は県とも協議をしながら対応するというような話は伺っております。

積極的にどこという話は、恐らく私の聞いた範囲の中では、みなかみ町中そういう場所ですので、もっと厳しい地すべりする土地とかもありますから、そういうのを考えると、優先順位からすると、即時じゃ来年とかにやりますよとかという話には回答はできていないんじゃないのかなと聞き及んでいます。

今回の話についても、先ほども申し上げましたとおり、開発、防災対策についてはやはり犠牲が犠牲ですから、〇〇の例の災害以降、行政についてもあくまでも町は町の開発指導要綱に従って、法令、例えば地すべり、先ほどのお話のとおり急傾斜の法令に定められた範囲の中の調整が必要な部分はそこを調整しましたかというのが、それぞれの安全対策について調整しましたかねというお話を調整する場所が〇〇、〇〇のほうであるわけなんですけど、その場所に対する表土の流出とか、水が急に大量に流れることによって引き起こす災害については、現段階で考えられるすべとして今回新たに大きな調整池を設けて、傾斜のきついところ、例えばそれが流れる方向に影響を与えるような、新たな場所に大量に流れるようなことのないように大きな調整池を2つ設けることによって、段階的に通常の、今までと同様程度の水量で調整できるように調整池を新たに造るよう指導というかですね、確認したという経緯が今回の防災についての指導のようです。

先ほども小林のほうの説明したちょっと見づらい青と赤の植栽する部分の話についても、当然地肌をあまりいじらない、そのためには先ほども指導の話があったんですが、指導の部分も栽培するのに最低限の部分しか指導しない。それにすることが災害の何て言うんですかね、この事業による、起因する災害を引き起こさない計画ということで事業者は判断して、それを開発指導要綱のほうで、災害・防災の部分については指導を受けたと、協議をしたという内容で聞いております。

開発関係の部分について私どものほうが聞き及んでいる部分としては以上でございます。

議 長

今、事務局のほうから説明をいただきました。

こんな内容のところでございます。よろしいですか。

1 番委員

だから、今のはそれで協議が進んでいるということになる。あとは、原澤君の意見でそれが営農型では果たして作物が適してるかどうか。その辺で営農型といってもただ営農型でやるんだという指摘は今後ちょっと検討する価値があるのかなと考えていますけれども。

以上です。

議 長

原澤さんと今、榎渕さんのほうからいただいて、他の委員のみなさんのほうから、ほか質問ございましたらお願いします。

特にないですか。そうすれば、これ営農型について若干標高的な部分で……。
（「会長、1点いいですか」の声）

はい、どうぞ。

事務局

すみません。ご参考になんですが、前回、許可に至った経緯の中で、意見書でどういう内容を付すかというのを皆さんご周知しないところもありますので、今回についてもですね、ご参考に、一応ご参考なんですが、先ほどの話のとおり、ただ一番心配なのは治水対策の工事の徹底厳守、それ防災の話だと思っています。

もう1点については、先ほど原澤章委員さんがおっしゃっていた適正な営農耕作の指導等というのを意見書に付させていただいています。現段階で、例えば、それ確実にその圃なんかできないよというようなお話をいただいたんですが、今現段階に提出された営農計画書だと、可能性はあるよ、可能性がゼロではないという実証されてしまっていますので、それを徹底的に指導するのであれば、それを意見書に付して、それを意見を出すという判断で、前回はその不安な部分については意見を付させていただいたという経緯がございます。

もし、その辺がやはり今回の話もその2点が争点になると思われるので、その辺については、現段階であれば、それが確実のものであると言えない状況であるのであれば、それを付して、ある意味そこところは確実性、営農の部分でって何でつけているのかというお話であれば、そこを強く業者のほうに訴える必要があったのかなというのが前回の流れからの今回の検討事項としてはその2点だと個人的には考えます。

報告、今前回の経緯も踏まえて、1点補足させていただきます。

議 長

事務局のほうから補足して説明をいただきました。

この件に関しては、地元のほうからですね、営農型の作目については、若干疑問があるという意味なんじゃないかという意見もございますが、これにつきましてほかの作目が完全に駄目だということですね、言い切れない部分もありますので、先ほど事務局のほうからこれ許可相当とする場合については、徹底した営農計画あるいは営農指導をしてくださいというような意見、それから防災についても徹底した指導をしてくださいよというふうな意見を付すことにしたいと思いますが、本件について一応……。

（「ちょっといいですか」の声）

はい、どうぞ。

10番委員

10番の阿部なんですけれども、ちょっと確認なんですけれども、今回のソーラーの計画に関してなんですけれども、町のほうの選定委員会というんですか、さっき説明をいただいたんですけれども、町のほうとしてはおおむね書類に不備がなければおおむね妥当という考え方と、あと地元のほうの地区の方々もある程度、100%とは言いませんでしたと言っていましたけれども、おおむね了解しているということで認識してよろしいのでしょうか。

事務局

私のほうで聞き及んでいるところをご説明させていただきますと、廣田さんがおっしゃっていただいたとおり、今回については、現地に上がっての地元説明会もそれぞれの当該地区もしくは任意地区って廣田さんおっしゃっていたと思うんですが、そこについては現地の説明会をされた。その中で現地の方々もしくは近隣の方の心配の話は業者に向けて説明されてというのはお伺いしております。

もう1点については、まず1つ開発指導要綱との流れ、基本的な農地法等の流れについてなんですが、まず最初には、農地法についても開発指導要綱の一部なんです。まず、こういう計画が、大きい1,000㎡以上の開発についてこういう計画がありますというのは、事前に話が町にあって、どういう協議をなさいますというのをまずは担当課、開発指導要綱の中で指導します。その中に農地法も当然入るんですが、農地法というのは、その中の他法令の中でも割と厳しいほうだと私は考えています。ある程度、先ほど防災対策だとかそういう危険区域だとか、急傾斜、地すべり等の内容を確認した上で開発指導要綱、協議で内容がおおむねそろわないと農地法の申請するには至らないケースがほとんどです。

今、申請が今回出されたということは、開発指導要綱の中での指導の部分での協議については、おおむね指導が済んだというような解釈をしております。前回については、最終段階でもう一度足りないんじゃないかということで戻された経緯もございますが、今回についても同様に同じ業者から出ていますので、前回の業者は途中で変わったなんていうこともあったんですが、そういう点を踏まえて今回は取り下げて一番最初から行ったという経緯もございます。

そういう意味では、防災対策はおおむね指導要綱の協議の中では済んだと私も事務局は確認をさせていただいております。なので、今回については申請書これで大丈夫、不備はないでしょうねということで、県にも同時に申請書を5条のほうについても上げさせていただいたという経緯がございますので、その辺はご拝察していただいて審議していただくことになろうかと思っております。

以上です。

1 番委員

いいですか。ちょっと局長、聞きたいと思えます。
その現地の説明会のときに、行政は誰か入っている？

事務局

はい、その点については、あくまで指導要綱の中では、話の中で指導要綱のプロセスの中で現地の説明会を丁寧にやりましたか、どこの地区でやりましたか、どうやりましたかという質問をします。ただ、あくまでも開発指導要綱の話の中では、他方で、要は先ほども話したとおり農地法も含めた急傾斜地、地すべり等の話を書面上で確認させていただいて計画を提出したかどうかというように要件になりますので、行政についてはおおむね、担当者は現地を見に行ったり、現地で書面と間違いはないか確認は当然しているとは思われますけれども、そういう意味では、現地の立ち合いというか、現地説明会には多分行政としては参加していないのじゃないかなと捉えています。

1 番委員

厳しいな、それな。

事務局 別で、別段で地元説明会に行政は行っていません。

1 番委員 行政が、ちゃんと聞いているとさ、ちゃんと記録してあるからさ、これこれこうせいというのは地元の説明と合致して、俺なんか言ったよなとか、それになるんだよな。

事務局 ただ、開発指導要綱の話の中では、例えば会議録だとか、どういう話があったかというのは、業者に提出させている可能性はあります。その辺については、私ども確認すべきことではない、大変申し訳ないんですが、そこまではちょっと確認して、事務局はしていません。

1 番委員 行政入れれば良かったんだよな、地元説明にな。

事務局 それは要望の話とも絡まってくるので、行政にちもさちもいかない場合にもなっちゃうんで、それはそれ、これはこれで、ちょっとずるいところがありますので、その辺はご了解いただければと思うんですけど。

もう1点、営農計画書についても、前回こういう議論させていただいたと思うんですが、例えば10年に一遍、引き続き10年どうしているんだというお話もあったんですけども、毎年例えば報告書書かせましょうよ、説明をさせましょうよというお話は、前回というか、去年のちょうど1年前の他の業者さんの例のあれがそういうお話をさせてもらったかと思えますし、大変失礼ながら、お話があった担当委員さんに現地にも見に行ってもらったり、説明を受けてもらった経緯みたいなのもあります。

ただ、あまり委員さんに負担をかけるのもどうかと思うので、報告会みたいなのも併せて、短い短時間で、例えば年間に1回ぐらいはさせるということも1つの手だと思います。なかなか営農指導しなさいよと農業委員会でやるの大変難しいこともあります。動いていただいた委員さんは、やはりその辺技術も知識もあるので、そういうご指摘をいただいたんだと思うんですけども、当然です。

ただ、全員がそういう技術や知識、私もないですから、そういうのをみんなで指摘しようよ、それでいいの、それ営農なのというのを報告会で報告させるというのも1つの手だと思います。指導じゃなくて、そういう意味では、そういうことは業者に請求して、今の業者にも前回にもそういうお話をした覚えが私もありますので、もし委員さん、大変恐縮なんですけど、あともう1回なんですけれども、その段の中でご了承いただけるのであれば、そういうのを、先ほど意見書を出すのは意見書を出すんですが、3条の話として、確実に営農をやっているのかというのは、報告させる必要があるんであれば、それを求めるというのも1つの手だと思います。

以上です。

議 長 事務局のほうから説明をいただきました。
意見ございますでしょうか。
はい。

10番委員 今の案件なんですけれども、農業委員会としては申請が出された農地の有効活用を図るという観点から本来農業委員会は審議するべきだと思っております。あまり災害、災害ということで、農業委員会がそこまで心配して、要するに農地の許可申請を出すものかということもひとつ疑問に思います。

最終的にこういう規模の大きい開発につきましては、最終的に町のほうは協議会を作ってその中でこの地域は災害が例えば多く発生するから妥当ではないとかという結論を出していただければいいと思いますので、なるべく遊休農地というんですかね、要するにもう耕作しないような農地を有効活用していただくのがひとつ農地の有効利用につながるのではないかと考えています。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

ほかに質問、意見ございましたらお願いします。大分長くご審議をいただいたわけですが、営農計画については、パーフェクトではないかと思われませんが、とりあえず提出された営農計画に従ってこれから事業は進めていただくわけですが、先ほど事務局のほうから説明があったように、営農指導あるいは定期的に報告を求めて営農型の発電設備として有効に活用されることを付け加えて、あるいは県のほう5条の許可権者である県の許可の中ですが、これについてもそういった営農指導を県のほうとしても徹底指導していただくような形で意見を付して、許可相当とした場合には、送付をしたいと思うんですが…

はい、どうぞ。

15番委員 ということは、ここで許可をしちゃうということですか。それは駄目ですよ。営農型でいって、さっきも言いましたけれども、名目だけ営農型にして、発電事業を中心としたらどうでしょうか。税金や何か。農地だとすごく安くできるわけです、業者としては。それを営農型という形にしてどんどん、前のこともありますけれども、ほとんど生産性のないものを作って、ここは農地ですよという形だけにして、営農型です、農地ですよと安い土地代でやろうというそういう計画なんですよ要は。

なぜ怒ってるかというと、前、最初に出たときに同じ場所で業者が違ってやはり榊が出てきたわけですよ。その後そんなところで榊なんかできないと言ったら、群馬の業者になってレタスが出てきたんですよ。レタスならいいでしょうという話になったら、レタスはだめだってなってヒサカキになった。榊が出てきたわけですよ。どういうことだ。文句を言ったら業者がそっくり変わって、作物も変わったんだけど、また元の作物になって、できるなんて事務局長言ってるけれども、榊はできませんよ、間違いなく。誰が指導するんですか、そんなのは。県で榊の指導なんてできる人いないでしょ。

それを通すということは、毎年できませんって、例ありますよね。何年たっても何もできませんでしたという例ありますよね。それと同じことをやるのか。それでいいのか。

だったらなぜ最初に、一番言いたいのは、あそこを農振から外すときがありますよね。そのときに、こんな広い農地があると。農振から外せませんと県が言ったんですよ。だったら最初から外しておけば良かったのに。外せねえと県が言って、今度は農地ですといい加減な農地にして、これならいいですか。

おかしいでしょ、それは。筋が通らないですよ。これをここで通すなんておかしな話になる。もっとちゃんとした計画性のあるものを出してきてやるならそれはそれで良いし。別に榊だから反対しているわけじゃないんですよ。ちゃんとしたことをやってくれば反対しません。榊なんかじゃなくて、もっとした作物を持って来てくださいよ。それだけの話ですから。

以上です。

議長

今、原澤委員から、当初から計画自体がおかしいというか、ここについては、当初はほかの業者さんから話があった経緯もございます。

それで、先ほど阿部委員のほうから、農地についてはこういった形でやるのも遊休農地を作るという形じゃなくて、遊休農地を有効活用する意味ではこういった案も農地の活用としては有効利用の一つじゃないかというような意見もございます。

それで、これについては、先ほど議案の中で、審議中でとりあえず昨年9月に一応農業委員会としては、作目はレタスという形で営農型の作目は違うんですけども、それを取り下げをして新たに作目を変更して、それからあるいは防災計画等の見直しをした上で新たに申請を出し直したというような経緯がございます。

これらを踏まえて、全員満場一致で異議なしという形にはいかないと思うんですけども、とりあえず委員さんそろっていらっしゃいますので……。

どうぞ、8番、吉野委員。

8番委員

8番、吉野です。

阿部委員のおっしゃることも原澤委員のおっしゃることも確かだと思うんですが、一番肝心なことは、営農型のということだと思うんです。なぜ榊がかなり今の話を聞いていると、ちょっと営農型には則さないんじゃないかと。私は素人ですが、原澤章委員の話を聞いていて、そういうふうに素直に感じました。

問題は、営農型に則するものをそこに植えるなり栽培すればいいんですよ。今の変更というのは、事務局にちょっとお尋ねしたいんですが、可能なことなんでしょうか。

事務局

お伺いしている趣旨が分からない部分もあるんですけども、あくまでも今回の計画については、先ほどもお話したとおり、当初のとおりレタスを植えていたわけなんですけれども、それが難しいということで、作目を変えての申請でございますので、申請に対してのということになりますから、恐らく出し直しなさいよというお話になれば、不受理で先ほどの前回と同じような計画変更ではなくて、取り下げてもらって、別な申請で出しなさいという話になるかと思えます。

先ほどのお話もあったんですが、あくまでも今回については、榊は栽培できないんじゃないかというお話、その部分についても榊をこういうふうに作りますよという静岡と福島の状態と比較して資料を提出していただいて、可能性があるのも榊をやりたいという申請で出ていますので、それに絶対できないですよというお話があれば、例えばそれを提示してくださいという話になるんですが、事務局として、それを例えば資料を用意するというのは、あくまでも

業務ではございませんので、現段階だとそのところは榊という話については、向こうとしても農業委員会でどうしろとかいうそういう展開にはならないかと思えます。ちょっと答えになるか分からないんですが。

8番委員 分かりました。それで、その計画は、私の個人的な考えなんですが、先ほど事務局が申し上げたように、何年か経緯を見ながら指導を行うとか、そういったような、1回はちゃんと見て検査をするとか、そういったようなことをやり付して、一応、事務局のおっしゃったとおりに今回はこういうことで承認といたしますか、致し方ないのかなと私個人としては考えております。

議長 ほかの委員の皆さんから意見ございますでしょうか。
そうすれば、これについては、営農型という形の中で、賛否あろうかと思いますが、議案8号、9号で前回の申請について許可の取消しをされた経緯もございまして、今回保留というようなわけにはいかないと思っておりますので、委員の皆様は賛否の確認をするという形でよろしゅうございましてか。それで否決をされれば否決で、不許可ですという形でやりたいと思っておりますが、そんな形でよろしゅうございましてか。

1番委員 というか、もしあれだったらちゃんと意見を持っておられる方がいるんだから、記名でいくべえじゃないか。

議長 記名ですか。
事務局、その辺の……。

事務局 お時間をいただいて。

議長 それでは、ちょっとここで休憩させていただきます。

1番委員 それはどうなのかみんなに諮って。

議長 すみません。ただいま榊委員のほうから賛否を確認ということで、挙手じゃなくて、賛否を記名方式でやったらどうかというような意見が出たんですけども。

1番委員 今までにないよ。

議長 よろしゅうございましてか、そういう形で。
(「多数決でいいよ」の声)
多数決でいいですか。
賛否の記名じゃなくて、多数決でという意見もございましてけれども、多数決でよろしいですか。
(「はい」の声)
それでは、事務局、多数決で決定をしたいと思っておりますけれども、挙手でやりたいと思っておりますので、数の確認をお願いできますか。
そうすれば、第11号の〇〇さんの案件につきまして、とりあえず今回の申

請、営農したり指導した、あるいは防災対策指導をしたりとか意見を付した上で許可相当という形に賛成される方について挙手をお願いできますでしょうか。

(賛成者挙手)

事務局 12名なのかと思えます。

議長 ただいま事務局のほうから、ちょっと賛成の方の人数を確認してもらったので、人数の報告をお願いします。

事務局 申し訳ありません。私、12名と申し上げたんですが、今、うちのほうで係員が2人、13名おったということで確認しておりますので、13名の挙手をいただいたということでよろしいでしょうか。

議長 はい。13名ですね。

事務局 はい。

議長 18名中13名の方の賛成を得られたということで、本件については、許可相当として、先ほど出た意見を付した上で県のほうに許可相当として意見を達したいと思えます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第12号の農用地利用集積計画に対する意見決定について議題といたします。

事務局よりお願いします。

事務局 11ページをお開きください。

議案第12号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めらる。

別紙記入事件 3件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、13ページに記載のと通りの3件でございます。

委員の皆様の方から質問、意見ございましたらお願いします。

特にないようですので、申請のとおり決定をしたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、以上で議事は終了いたしまして、協議、報告事項に移ります。

最初に、1番の農地法第18条第6項の規定に基づく通知について、事務局よりお願いいたします。

事務局 14ページをお開きください。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま報告を受けたとおりでございます。
本件につきましては、先ほどの関連でございますので、取消しの議案第8号との関連がございます。このまま受理をさせていただきます。
続きまして、報告事項の2、農地法第4条第1項各号及び農地法第5条第1項各号による届出についてを事務局よりお願いします。

事務局 そうしますと、15ページをお開きください。
協議事項・報告事項（2）でございます。
農地法第4条第1項各号及び農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに対して委員の皆様の方から質問、意見ございましたらお願いします。
特にないようですので、このまま届出があったことをご承知おきいただければと思います。
続きまして、協議・報告事項の3。農業経営改善計画の認定について、事務局よりお願いします。

事務局 16ページをお開きください。
協議事項・報告事項（3）となります。
農業経営改善計画の認定について報告いたします。
今回の内容につきましては、継続ということで4件となります。認定日は全て令和4年3月9日となります。
恐れ入りますが、詳細内容につきましては、記載のとおりとなりますので、ご確認をいただきますようお願いを申し上げます。
以上となります。

議長 事務局の説明が終わりました。
記載がございます1から4までの4名の方について継続の認定があったということでご承知おきをお願いいたします。
以上で、協議・報告事項を終わります、その他に移ります。
その他について事務局よりお願いいたします。

事務局 連絡事項が1点あります。
昨年来より耕作面積要件、いわゆる下限面積の特例についていろいろ協議させていただいているところでございます。次回の4月の定例会にて求められて

いる年1回の下限面積の確認というのをしたいと存じます。昨年来から話しているとおりに、農業センサスによって認定農家とか耕作規模だとか勘案してそれを出すところで、今回の調査が基準と言うことだったんですが、まだ残念ながら報道されておりません。それに関する事で県内の動向を下限面積の話、それから通常の下限面積、それについて小林から説明をさせていただいたと思うんですが、それに付随して昨年来ご相談させていただいてる空き家付き農地、また農地付き空き家。附属する農地についてもご検討させていただいているところです。

◇（経緯説明）

よろしく願いいたします。

事務局

引き続きすみません、私のほうから資料説明させていただきます。

◇（資料朗読説明）。

以上です。

事務局

現行を見据えて、群馬県内の様子を私どもで説明させていただきました。

具体的に話させていただくとみなかみ町、現段階で今原則50aのところを40a、30a、10aと3種類を用意させていただいています。10aは、先ほど話したように2項特別、遊休があつて担い手がない地域。ということは、30と40を今回見直したい。少しハードルを下げるのであれば、あまり数を、それプラス空き家つき農地、その特例みたいなものが増えるわけですから、できればもうちょっとコンパクトにしたいということを考えて、40を少し下げるべきなのかなと考えています。

8年前と様子も変わっておりますので、そういう傾向で原案を作らせてもらってよいかですね、どうぞこの場でちょっとご意見があればいただいた中で、原案を次回作成、もしくはこれで資料を作成したいと考えておりますので、できればご意見を聴取していただければありがたいと思いますので、会長のほう、議長さんに伺っていただければと思います。

以上です。

議長

今、事務局のほうから説明がありました。1項と2項、10aの特例適用なんですけど、現在、1項の適用で40と30の特例、これがあるんですけども、これも見直して1つにしたらどうかという形で資料を作成したいというふうな意見がございます。これについて、資料作成した上で4月の委員会でお諮りしたいということでございますが、委員の皆様の方からの意見をお願いしたいと思います。

事務局の案としては、40を30にして、みなかみ町を30と10とそれから特例の空き家対策の部分とこの3本にしたいというふうな考え方でよろしいですか。

事務局

はい、会長のおっしゃるとおり、そういうシンプルな分かりやすい制度のほうを提案させていただければと思います。

議長

そういうことでございますが、委員の皆様の見解ございましたらお願いします。

特にならぬので、そういった形で内容の審査を進めていただいて、4月の時期に事務局より提案をいただくという形にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

ほかに、その他何か事務局からありますか。

事務局

用意してある件についてはございません。

以上です。

議長

それでは、以上で本日の議事、協議事項、その他全て終了いたします。

ご協力、大変ありがとうございました。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後3時27分〕